

令和5年度茨城県ロボット介護機器普及支援事業及びICT導入支援事業 Q&A

NO	質問内容	回答	参考
(1) 共通事項			
1	法人で複数事業所を運営している場合、複数事業所で申請はできるか。	可能ですが、申込多数の場合には1法人における応募数を制限することがあります。	
2	すでに導入した機器も対象になるか。	なりません。原則、交付決定後に導入する予定の機器が対象となります。	
3	過去に本事業で採択された事業所だが、今年度の事業に申請することは可能か。	ロボット介護機器のみの導入の場合は、可能です。ただし、見守り機器導入に伴う通信環境整備費については原則1事業所1回であるため、過去に補助を受けていた場合、今年度の補助は受けられません。ICT機器については、原則1事業所1回の補助ですが、補助上限額の範囲内であれば、今年度も補助可能です。ただし、予算の範囲内での補助実施となるため、申込多数の場合には調整させていただくこともあります。	QICTで翌年度も補助が可能な場合(例)職員数31人以上(補助上限260万円)の施設が、R4事業で140万補助の交付を受けていた場合のR5事業の交付上限額は、260万-140万=120万 となる。
4	リース、レンタルの場合は来年度(令和6年4月1日以降)に支払う経費も補助対象となるか。	なりません。リース・レンタルの場合は、令和6年3月31日までに支払った額が補助対象となります。	
5	この事業は、ロボットやICT機器の開発等にかかる経費に対しての補助金事業になるのか。	本事業は介護保険事業所・施設がロボット・ICT機器を導入(購入・レンタル)する場合にかかる導入経費に対する補助事業となります。詳細は、それぞれの要項別表・別紙をご確認ください。	
6	ロボット介護機器普及支援事業とICT導入支援事業はどう違うのか。また、OA機器であれば何でも対象になるのか。	<p>ロボット介護機器普及支援事業は、「介護ロボット」と呼ばれるロボット技術を活用して従来の機器ではできなかった優位性を発揮する機器の導入に対する補助事業です。見守り機器と呼ばれる離床センサー等の機器を導入した(している)場合のみ、見守り機器を使用するために必要なネットワーク整備費用が補助対象となります。</p> <p>ICT導入支援事業は、事業所・施設において使用する介護ソフト等の導入に対する補助事業です。介護ソフト導入に係る費用(介護ソフト入力のために必要なタブレット、ネットワーク機器)も対象となります。</p> <p>いずれも、国の「地域医療介護総合確保基金」事業の一つであり、補助財源の2/3は国の予算からなります。そのため、両事業ともに国が定めた補助条件があり、すべてのOA機器が補助対象となるわけではないことをご了承ください。</p> <p>詳細は、それぞれの要項の別表・別紙をご確認ください。</p>	
7	現在はまだ自治体等からの指定を受けていないが、将来介護保険の指定を受ける予定の事業所は対象となるか。	原則、補助対象とはなりません。交付決定時点(予定)で指定を受けることが確定している場合等は担当課まで相談してください。	
8	他の補助金で交付を受けた機器は、本補助金の対象になるか。	なりません。	
9	1事業所の定義について、たとえば特別養護老人ホームに通所介護が併設されている場合は、それぞれ独立した事業所として数えるのか。	原則はそれぞれ独立した事業所として数えます。ただし、同一敷地内に従来型とユニット型が併設してある施設や、医療みなし事業所で複数の介護保険サービスの指定があり、機器を共用して使用することを想定しており、かつ、それぞれに独立した事業所として分けるのが困難な場合は、1事業所としてまとめていただいても構いません。	

(2) ロボット介護機器普及支援事業			
1	補助対象となる機器はどのようなものか。過去にどのような機器が採用されたか。	対象となる機器の種別については、本事業要項別表か厚生労働省のホームページをご確認ください（右に参考URL）。 過去の採用機器については、以下の通りです。（一部） ○移乗支援 マッスルスーツevery（イノフィス） ○入浴支援 wellsリフトキャリア（積水ホームテクノ） ○排せつ支援 Dfree（トリプル・ダブリュー・ジャパン）、ベッドサイド水洗トイレ（TOTO） ○見守り機器 眠りスキャン・離床センサー付ベッド（パラマウントベッド）、aams（バイオシルバー）、見守りケアシステム（フランスベッド）、シルエット見守りセンサ（キング通信）、コールマット・ベッドコール他（テクノスジャパン）	○ロボット技術の介護利用における重点分野（概要） https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shisetsu/documents/robottojuutenbunnya.pdf
2	通信環境整備費の導入前提となる見守り機器とはどのようなものか。	高齢者の離床や、状態等を把握することができるセンサー付きマット・ベッド等のことを指します。具体的には（2）1に記載のある見守り機器が対象となります。	
3	参考様式4にて、「導入事業の内容について、他施設の参考として活用することに同意するか」とあるが、どのような活用方法を考えているのか。	事業完了後に県に提出される「実績報告書」について、県のホームページ等で公開させていただくほか、導入効果が優れている施設・事業所については、管理者研修会などにおいて発表していただくことなどを想定しています。	
4	一般的な防犯カメラを見守り機器として補助対象とすることは可能か。	できません。従来の機器では発揮できない優位性を持つ「介護ロボット」が本事業の補助対象となります。	
5	見守り機器を使用する際に、利用者の状態を見るためのパソコン・モニターは対象になるか。	なりません。（通信環境整備費の補助対象項目にも含まれていません。）ただし、本補助金の対象となる介護ロボットに付属されているモニターがある場合は、対象となる場合があります。	
6	一般的に利用者が自分でボタン等を押すタイプのナースコールは対象になるか。	なりません。	
7	職員が連絡を取り合うためのPHS・トランシーバーは、補助対象になるか。	本補助金の見守り機器導入に伴う通信環境整備費について、その補助対象として想定しているインカムは、両手が空いた状態で、耳にかけたイヤホン・マイク等を通じて他職員と連絡が取りあえるようなものとなります。連絡を取り合う際に、両手または片手がふさがってしまうタイプの通信機器は補助対象外となります。	
(3) ICT導入支援事業			
1	補助要件にある「記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うこと」の意味について。	一連のシステム（介護ソフト、クラウドサービス等）によって、紙や別ソフトに入力した内容を転記・加工する手間を発生させずに、タブレット等を用いて入力した介護記録内容がそのまま情報共有や請求業務において活用できる状態を想定しております。	
2	対象となる介護ソフト等について、どういったものが対象になるか。	介護記録、情報共有、請求業務を転記の必要なしに、一気通貫で行うことが可能なもの。また、すでに導入してあるシステムに、付け足すことで一気通貫の条件を果たすことができるソフト等も対象となります。	
3	勤怠管理のソフトも補助対象になるか。また、記録業務の機能しかないソフトは対象になるか。	すでに事業所内にて記録～請求業務を一気通貫で行えるソフト等が導入されていれば、対象となります。バックオフィス業務（シフト作成、人事、給与、ホームページ作成等）用のソフトの導入も、また同じです。	
4	ハードウェアについて、パソコンは対象にならないのか。	事務所（事務室）に設置する目的のデスクトップパソコン等は対象にはなりません。ただし、タブレットとしてキーボードから取り外しができ、介護現場で記録業務用に使用するパソコンについては、対象となります。	

5	<p>補助要件の中で、導入する介護ソフトが「「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたもの」であることが求められているが、こういった介護ソフトがこれに当てはまるか。</p>	<p>この「標準仕様」とは平成30年に厚生労働省の委託事業（介護事業所におけるICTを活用した情報連携に関する調査研究）において作成されたもので、異なる介護ソフトを使用していても、この標準仕様に沿っていれば、データの交換を円滑に行うことができます。導入したソフトがこの仕様に準じたものかどうかは、各ベンダーにお問い合わせください。</p> <p>※なお、以下のソフト等はこの仕様に準じていることが確認できています。（一部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワイズマン、管理システム等 ・NDソフトウェアの「ほのぼのNEXT」 ・ケアコネクトジャパン「CAREKARTE」 ・コンダクト「Flowers next」 ・カナミックネットワーク「カナミッククラウドサービス」 	<p>○「居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間におけるデータ連携のための標準仕様について」等のホームページへの掲載について</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000982118.pdf</p>
6	<p>「十分なセキュリティ対策を講じること」とあるが、具体的にはどのような対策を講じれば良いか。</p>	<p>詳細は、右の参考をご確認ください。導入するICT機器には利用者様の個人情報が一元的に集約されることが想定されるので、それらが外部に漏洩、あるいは意図しない滅失すること等がないよう、十分に対策を行っていただく必要があります。（下でいくつか例をあげました。）</p> <p>例）ICT機器・ソフトを使用する際の規程（決まり事）を作成する、使用者管理簿・記録簿を作る、介護ソフトがインストールされたパソコン等に盗難防止用のチェーンを付ける、機器にログインする際のパスワードを定期的に変更する、ファイアウォールの設置 等々</p>	<p>○医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版（令和4年3月）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html</p>
7	<p>利用者やその家族とのオンライン面会用にタブレットを導入したいが、この目的で使用するタブレットも補助対象となるか。</p>	<p>本事業は、介護事業所がICTの導入により、介護記録・情報共有・請求業務を一気通貫で行えるようになることを主目的としたものです。そのためオンライン面会のためだけに導入するタブレット等は対象となりません。</p>	